

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	平成21年3月2日
【事業年度】	第41期(自平成19年10月1日至平成20年9月30日)
【会社名】	道後観光ゴルフ株式会社
【英訳名】	DOGO KANKO GOLF CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中西 清
【本店の所在の場所】	愛媛県松山市下伊台町乙115番地
【電話番号】	(089)977-0111(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 畠山 礎
【最寄りの連絡場所】	愛媛県松山市下伊台町乙115番地
【電話番号】	(089)977-0111(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 畠山 礎
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年12月25日に提出いたしました 第41期(自平成19年10月1日 至平成20年9月30日)有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、株主をはじめとする利害関係者の皆様に対して、経営の健全性、透明性及び効率性を確保することをコーポレート・ガバナンスの基本と考えている。コンプライアンスについては、経営陣のみならず、全社員が認識し実践することが重要であると考えている。

(コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況)

当社の取締役会は、定款において取締役の定数を3名以上おくと定めているが、平成20年9月30日現在7名の取締役で構成され、原則として毎月1回定例取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、自由な雰囲気の中で十分な議論を尽くして経営上の意思決定を行っている。

監査役は、定款において2名以内をおくと定めており、平成20年9月30日現在1名であるが取締役会に出席し、取締役の職務執行について厳正な監視を行っている。

当社は小規模な会社であり、組織として内部監査部門は存在しないが、小規模であるため取締役は現場に密着した職務執行が可能となっている。

取締役、監査役及び会計監査人は随時面談し、相互の意思疎通に努めている。

また、社長及び各部門の責任者で構成する社内会議を必要に応じ開催し、会社方針の伝達、問題事項の把握及び改善策の議論を行うとともに、コンプライアンスの重要性の認識並びに意識向上をはかっている。

会計監査については、業務を執行した公認会計士は越智敏通（継続監査年数38年）及び野本和宏であり、愛光監査法人に所属している。また、その他補助者が1名である。

取締役の年間報酬は16,000千円、監査役の年間報酬は1,200千円である。

監査報酬の内容は、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬が2,000千円であり、それ以外にはない。

（訂正後）

（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方）

当社は、株主をはじめとする利害関係者の皆様に対して、経営の健全性、透明性及び効率性を確保することをコーポレート・ガバナンスの基本と考えている。コンプライアンスについては、経営陣のみならず、全社員が認識し実践することが重要であると考えている。

（コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況）

当社の取締役会は、定款において取締役の定数を3名以上おくと定めているが、平成20年9月30日現在7名の取締役で構成され、原則として毎月1回定例取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、自由な雰囲気の中で十分な議論を尽くして経営上の意思決定を行っている。

監査役は、定款において2名以内をおくと定めており、平成20年9月30日現在1名であるが取締役会に出席し、取締役の職務執行について厳正な監視を行っている。

なお、取締役並びに監査役の選任は、議決権の行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款で定めている。

当社は小規模な会社であり、組織として内部監査部門は存在しないが、小規模であるため取締役は現場に密着した職務執行が可能となっている。

取締役、監査役及び会計監査人は随時面談し、相互の意思疎通に努めている。

また、社長及び各部門の責任者で構成する社内会議を必要に応じ開催し、会社方針の伝達、問題事項の把握及び改善策の議論を行うとともに、コンプライアンスの重要性の認識並びに意識向上をはかっている。

会計監査については、業務を執行した公認会計士は越智敏通（継続監査年数38年）及び野本和宏であり、愛光監査法人に所属している。また、その他補助者が1名である。

取締役の年間報酬は16,000千円、監査役の年間報酬は1,200千円である。

監査報酬の内容は、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務に基づく報酬が2,000千円であり、それ以外にはない。